

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

## 平成21年度の保険料 計算の方法と軽減の仕組み

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。  
 ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。  
 正式な保険料は、支払方法とともに、6月に個別にお知らせします。



### 年間保険料の計算方法（平成21年度）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【一人当たりの額】} \\ \hline 43,143\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【所得※1に応じた額】} \\ \hline \text{（平成20年の所得 - 33万円）} \times 9.63\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{（限度額50万円）} \\ \hline \end{array}$$

注) 1年間の保険料について

\* 月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入⇒1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料

\* 100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。  
 なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

### 所得の低い方は保険料が軽減されます

#### ①所得割の軽減

所得の低い方は、均等割り43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例) 年金収入のみ場合

年金収入		平成20年度の均等額	平成21年度の均等額
一人世帯	夫婦二人世帯※2		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 <u>12,942円</u>
上記のうち被保険者全員が、 年金年収が80万円以下で所得0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 <u>4,300円</u>
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2 一方の所得が0円（年金収入120万円以下）の場合

#### ②所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

\* 軽減判定⇒180万円-120万円(公的年金等控除)-33万円(基礎控除)=27万円<軽減に該当>

\* 所得割 ⇒27万円×9.63%×5割 = 13,000円

### 被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。⇒1年間の保険料4,300円

# 安心して安心して生活できる住まいの実現を

## 耐震改修費用の負担を支援します

既存住宅の耐震改修費用負担軽減支援により、安全で安心して生活できる住まいの実現のため、平成21年4月1日から耐震改修費補助事業を次のとおり実施します。

今年度、耐震改修工事を実施する方、また、住宅の外壁改修工事等を予定している方は、ぜひこの制度を活用ください。

詳しくは、役場建設課建築住宅グループまでお問い合わせください。

### 耐震改修費補助事業

#### 補助の対象 対象となる住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅（店舗等の部分が1/2未満）および共同住宅
- ②耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅
- ③耐震改修工事を行おうとする方が自ら居住している住宅
- ④共同住宅にあつては、管理組合の議決を経ていること
- ⑤戸建て住宅は、隣地境界線または道路境界線から7m以内に建設された住宅
- ⑥共同住宅は、隣地境界線または道路境界線から建物高さ以内の住宅
- ⑦建築基準法その他関係法令に明らかに違反がないこと

#### 補助の対象 対象となる工事

耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定または地震に対する安全上これに準ずるものとして国が定める基準に適合していることが必要です。



木造住宅の場合は、北海道が行っている無料耐震診断を活用することができます。

#### 補助の内容

- ①耐震改修工事費（耐震改修工事に係る附帯工事も含む）が20万円以上200万円以内の場合は20万円
- ②耐震改修工事費（耐震改修工事に係る附帯工事も含む）が200万円を超える場合は、補助対象経費の10%以内とし、30万円が上限
- ③耐震改修工事費（耐震改修工事に係る附帯工事も含む）の補助対象経費が20万円未満の場合は、その費用

#### その他

- ①補助金の交付を受けようとする方は、工事着手前に厚真町既存住宅耐震改修費補助金申込書と関係書類として、耐震診断報告書（写し）、改修計画書（様式あり）、位置図、配置図、平面図（改修内容が記載されたもの）、補強後の想定耐震診断報告書、耐震改修工事費見積内訳書を添えて町長に提出します。
- ②平成21年度は、事業1件（補助額30万円）としています。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
 役場保健福祉課健康推進グループ ☎26-7871

問い合わせ・申し込み先

役場建設課建築住宅グループ ☎27-2325